

関係府省提出資料

重点	ヒアリング事項	府省	ページ
21	児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直し	こども家庭庁	1
31	社会福祉主事の任用資格要件の緩和	厚生労働省	3
18	福祉サービス第三者評価事業における認証手続・評価調査者養成の見直し	こども家庭庁 厚生労働省	12
2	各種経由事務の廃止(精神障害者保健福祉手帳等)	厚生労働省	19
2	各種経由事務の廃止(建築工事届等)	国土交通省	28
32	導入促進基本計画の策定の廃止等	経済産業省	39

児童扶養手当の算定における 公的年金等の控除の見直し

こどもまんなか

こども家庭庁

重点21:児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直し(こども家庭庁)

児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直し

前回までの内容

【提案内容】

- 公的年金等の控除は、制度趣旨が重複する老齢年金等の子の加算部分や遺族年金等に限定し、老齢年金の本体部分等は公的年金控除の対象外とするよう法改正を行う。

【提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点】

- 稼得能力の低下に対する所得補償という性格は同じであるとしても、児童扶養手当は児童を養育する者の稼得能力の低下に対して支給されるのに対し、老齢年金は受給者が高齢になったことによる稼得能力の低下に対して支給されるものであり、支給の趣旨は異なるのではないか。
- 老齢年金等の併給調整の方法についても障害基礎年金等の併給調整の見直しと同様に、稼得能力の低下に対する所得補償という性格は維持した上で、きめ細かく家庭ごとの事情を分析し、見直すことができるのではないか。
- 親族里親制度については、こどもの扶養義務者に該当する親族（祖父母、兄弟姉妹等）に対象が限定される制度ではあるが、さらに周知を徹底する必要があるのではないか。

自治体へのヒアリング等を踏まえた対応方針

- 児童扶養手当と公的年金については、「稼得能力の低下に対する所得保障」という同一の性格を有しており、稼得能力の低下の要因が複数重なったとしても、必ずしもその低下の程度が比例的に加重されるものではないため、同一の人物に対する重複した所得保障を避ける観点から、受給する年金額が児童扶養手当額を下回る場合以外には、併給することは認められていないものである。
- 一方で、住民対応に苦慮しているケースなどを踏まえ、必要な周知資材の作成等、自治体での住民対応の負担軽減に資するような対応を検討していくとともに、老齢年金と児童扶養手当の併給調整を受ける者の実態について調査により把握し、その結果を踏まえて対応を検討する。

社会福祉主事の任用資格要件の緩和

＜令和6年地方分権提案管理番号131＞

【地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会】

令和7年9月26日

厚生労働省 社会・援護局

社会福祉主事について

1. 概要

- 社会福祉主事は、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格に準用されている。
- 社会福祉各法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うために、福祉事務所に必置とされている。（福祉事務所のない町村には任意設置。）

2. 社会福祉主事任用資格の必要な職種

行政	福祉事務所	現業員、査察指導員、老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事〔児童福祉事業従事2年以上等〕、家庭相談員〔児童福祉事業従事2年以上等〕、母子相談員
	各種相談所	知的障害者福祉司〔知的障害者福祉事業従事2年以上等〕、 身体障害者福祉司〔身体障害者福祉事業従事2年以上等〕
		児童福祉司〔児童福祉事業従事2年以上等〕
社会福祉施設		施設長、生活指導員 等



多様で複雑な課題を抱える支援が必要な個人や家庭が増加する中で、例えば、**生活保護のケースワーカーについては、保護を必要とする方の生活実態等を把握し、一人ひとりの状況に応じて、自立に向けた助言指導や支援を適切に行う**ことが必要であり、その**専門性を高めることが必要**。

社会福祉主事の任用資格要件の緩和

<令和6年地方分権提案>

提案内容

(求める措置の具体的内容)

生活保護業務において、多様な人材の従事を可能とするため、社会福祉主事の任用資格要件の緩和を提案する。

【要件緩和の内容】

社会福祉主事の任用資格要件に実務従事経験を加味した要件を追加する。

厚生労働省回答

(1次回答)

社会福祉主事はその職務の特性に鑑み、任用要件を定めているところである。

現在の社会福祉主事任用要件において、大学や養成機関等で一定の教育を受けることや社会福祉士等の資格取得を求めている点を踏まえると、実務経験のみでは社会福祉主事としての職務に必要な知識等の習得が必ずしも認められず、ご提案内容を実現することは困難と考えている。

(2次回答)

実務経験のみで社会福祉主事任用資格の取得を認めることは適切ではなく、養成課程等における知識・技術の習得による一定の水準の確保が必要と考えているが、社会福祉主事の資格については令和元年度の地方分権改革に関する提案を受けて、見直しを行い、指定科目の読替に関する通知改正を行ったところ。

まずは、通知改正を踏まえ、どのような課題が生じているのかなど実態調査を行った上で、調査で把握した具体的な課題に応じて検討を進めていく。



<令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(抄) (令和6年12月24日閣議決定)>

- ・ 社会福祉主事任用資格要件(19条1項)については、令和6年度中に実態調査を実施して現場の実情を把握した上で、有識者の意見等を踏まえつつ、実務経験を勘案すること含め検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

社会福祉主事について（参照条文）

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

（組織）

第十五条 福祉に関する事務所には、**長及び**少なくとも次の所員を置かなければならない。ただし、所の**長が**、その職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、**第一号**の所員を置くことを要しない。

一 指導監督を行う所員

二 現業を行う所員

三 事務を行う所員

2～5 （略）

6 **第一項第一号及び第二号**の所員は、社会福祉主事でなければならない。

（設置）

第十八条 都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村に、社会福祉主事を置く。

2 前項に規定する町村以外の町村は、社会福祉主事を置くことができる。

3 都道府県の社会福祉主事は、都道府県の設置する福祉に関する事務所において、**生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務を行うことを職務とする。**

4 **市及び第一項に規定する町村**の社会福祉主事は、市及び同項に規定する町村に設置する福祉に関する事務所において、**生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。**

5 **第二項の規定により置かれる社会福祉主事は、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。**

（資格等）

第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、**年齢十八年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。**

一 **学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）**

二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

三 **社会福祉士**

四 **厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者**

五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの ※精神保健福祉士など

2 前項第二号の養成機関及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

今後の予定について

- **社会福祉主事任用資格要件**については、令和6年度に行った福祉事務所現業員（生活保護担当）の任用状況等に関する調査の結果を踏まえつつ、今年度（令和7年度）の調査研究事業※において、有識者の意見等を踏まえつつ、実務経験を勘案することを含め検討を行い、今年度中に結論を得る。
- その結果に基づき、令和8年度以降、必要な措置を講ずる予定。

※ 調査研究事業の概要

社会福祉主事は、福祉事務所現業員として任用される者に求められている資格であるが、着任時点で任用要件に満たない者は業務に従事しながら通信講座を受講することにより、資格を取得している。今般、「令和6年度の地方からの提案に関する対応方針」（R6.12.24閣議決定）において、「任用要件について実務経験を勘案することを含め検討」とされたことを踏まえ、令和6年度に実施した福祉事務所現業員の実態把握結果を分析等の上、受講に当たったの負担感等、社会福祉主事任用要件の課題等を明らかにし、実務経験の勘案を含め検討を行う。

○ 事業内容

- 1 有識者検討会の設置・運営
- 2 ヒアリング調査の実施（必要に応じてアンケート調査実施）
（福祉事務所 査察指導員、現業員等）

「社会福祉主事任用の実態等に関する調査研究」 (一般財団法人日本総合研究所)

※令和7年度社会福祉推進事業

調査研究事業の目的

- 社会福祉主事は、福祉事務所現業員として**任用**される者に求められている資格であるが、着任時点で**任用要件**に満たない者は業務に従事しながら通信講座を受講することにより、資格を取得している。今般、「令和6年度の地方からの提案に関する対応方針」(R6.12.24閣議決定)において、「**任用要件について実務経験を勘案することを含め検討**」とされたことを踏まえ、令和6年度に実施した福祉事務所現業員の実態把握結果を分析等の上、受講に当たっての負担感等、社会福祉主事**任用要件**の課題等を明らかにし、実務経験の勘案を含め検討を行う。

検討委員会の設置

- **学識経験者及び自治体職員**で構成される検討委員会を設置し、議論を行う。

氏 名	所 属
(学識委員)	
◎岡部 卓	新潟医療福祉大学 心理・福祉学部 社会福祉学科 教授、東京都立大学 名誉教授
新保 美香	明治学院大学 社会学部社会福祉学科 教授
中村 健	新潟大学 医歯学総合研究科口腔生命福祉学専攻口腔生命福祉学 准教授
(自治体委員)	
福岡県、札幌市、国立市	

主な論点等

- 社会福祉主事の任用状況はどうか、どのような課題があるか
- 社会福祉主事任用資格の取得方法と実務経験勘案についてどのように考えるか
- 通信課程の資格取得について、負担の声があることについてどう考えるか 等

本調査研究の概要（課題設定、主な論点）について

「社会福祉主事任用の実態等に関する調査研究」
第1回検討委員会（9/4）、第2回検討委員会（9/9）

資料 1-2

本調査研究の課題設定

社会福祉主事は、福祉事務所現業員として任用される者に求められている資格であるが、着任時点で任用要件に満たない者は業務に従事しながら通信講座を受講することにより、資格を取得している。今般、「令和6年度の地方からの提案に関する対応方針」（R6.12.24閣議決定）において、「任用要件について実務経験を勘案することを含め検討」とされたことを踏まえ、令和6年度に実施した福祉事務所現業員の実態把握結果を分析等の上、受講に当たっての負担感等、社会福祉主事任用要件の課題等を明らかにし、実務経験の勘案を含め検討を行う。

主な論点と有識者による委員会での議論（予定）

第1回委員会 社会福祉主事の任用状況はどうか、どのような課題があるのか

- 1) それぞれの自治体での任用状況はどうなっているのか
 - ・自治体委員各位から報告をいただく（有資格者・無資格者の状況、実務経験者の状況（職種、経験年数など））
 - ・その上で、任用資格要件をめぐる課題について議論
- 2) それぞれの自治体での任用状況と実態調査結果（令和7年3月実施）との比較
 - ・今後、議論を進めていくために追加アンケート等の実施が必要かどうか（どのような情報を補うか、どのように実施するか）

第2回委員会 社会福祉主事任用資格の取得方法と実務経験

- 1) 実務経験をどう評価するか
 - ・任用要件として評価することが適切な（可能な）実務経験の業務範囲をどう考えたらよいか（職種、経験年数など）
 - ・ここで想定される実務経験に近似しているもの（既存のもの） → 例えば「福祉に関する相談援助業務」（注）
- 2) 現行の仕組みにどうつなげるか、履修科目や時間数の一部免除が可能かどうか
 - ・現在、無資格者の多くが受講している取得方法 → 全社協中央福祉学院社会福祉主事資格認定通信課程
 - ・上記の他にどのような検討の余地があるか
- 3) こうしたことを検討していく際の留意点は何か
 - ・資格制度（規制）とその緩和を検討していくための観点、留意点（制度論からみた場合はどうか、実務の現場からみた場合はどうか）

第3回委員会 対応の方向性をどう提言としてとりまとめていくか

第4回委員会 報告書案の検討、本調査研究の成果・限界・残された課題

（注）福祉に関する相談援助業務の実務経験を有すると認められる職種については次の通知に定められている → 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（令和7年6月26 日令和6年7月3日社 援 発0626第3号）」厚生労働省社会・援護局長通知

①厚労省HP <https://www.mhlw.go.jp/content/001510216.pdf>、②社会福祉振興・試験センターHP https://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s_11.html

検討会での主な意見等について①

◇ 各自治体における任用状況と課題について（※自治体委員より状況報告）

（無資格者が生じる背景）

- ・ **無資格者が一定割合**いるが、通信課程受講のための予算は限られており、対象者全員の受講は困難である。
- ・ **無資格者向けに一定**の受講枠を確保しているが、埋まらない。また、やむを得ず修了できない者も数名いる。
- ・ 配属時に社会福祉主事任用資格の有無は**人事上**、ほとんど勘案されていない。

（自治体独自の取り組みや状況）

- ・ **社会福祉主事任用資格**は必須として**人員**配置されている。その上で、新任職員は基礎知識の底上げ等のために、毎年通信課程を受講している。
- ・ 通信課程受講者は、レポートの作成やスクーリングのための移動の負担は少ないが、業務に**役立つ**と実感している受講者もいる。

◇ 実務経験をどう勘案するかについて

- ・ 社会福祉主事の性格付けをどう考えるか。社会**福祉士**のように相談援助に特化してしまうと、例えば、介護福祉士や保育士の業務が入ってこない。もう少し幅広く運営管理も含めるのであれば、実務経験も捉えやすくなる面はある。
- ・ 実務経験がどう質の担保につながり、社会福祉主事の専門性の中でもどこが実務経験によって担保されるのか。また、**民間企業**での相談業務の経験と、**行政**の**生活保護**以外の部署での相談業務の経験についても整理が必要ではないか。
- ・ 営業職などの一般企業の領域まで広げてしまうのか、保健・医療・福祉・教育といったところで制約をかけるか、あるいは福祉という形で制約をかけるか。どこまでの範囲を対象とするのか議論が必要。
- ・ 社会福祉主事は社会福祉法の理念に則っているものであり、実務経験を勘案するのであれば、やはり社会福祉の経験がなければならないのではないか。

検討会での主な意見等について②

◇ 実務経験をどう勘案するかについて（続き）

- ・ どの視点で評価するのか。対人援助を行っていたのか、あるいは社会福祉に関わる業務（例えば、行政機関での事務的な業務も含む）を行っていたかどうかなど。
- ・ 国家資格の有資格者（例えば介護福祉士）の場合、その資格取得の際に履修した科目と重なるものは免除するという考え方もあるのではないか。そうでない場合の実務経験に関しては、専門職といっても多様であるが、その分野に従事したことをもって、関連する科目の受講を免除することも考えられるのではないか。

◇ 検討していく際の留意点は何か

- ・ 各自治体における人事政策とも関わってくるのではないか。資格の有無を確認しているかどうかにも気になる。
- ・ 配属後の通信課程受講にあたっては「受講には負担もあったが、通信課程の学びを実務に活かせた」という本人のエピソードや、「質の維持・向上」に関する声もある。無資格者が現業員として配置されることは適切なことではないが、既に現実としてそうした状況がある。そこをどう考えていくか。
- ・ 社会福祉主事として業務を行うための一歩として、何かしらのライセンスは必要。ライセンスのうちどれがよいという話ではなく、そこがスタート（前提）である。その後の人材育成も必要。
- ・ 実務経験を勘案する場合、手続きとして証明書類を発行することも生じてくると思う。実務経験の範囲を広くすると、その確認確認が難しくなるかもしれない。
- ・ 検討に当たっては、全体のバランスを考える必要があるのではないか。
- ・ 通信課程受講者の様子を見ると、比較的年齢層の高い受講者もいる。これからの時代は企業勤めの方のご経験を活用できないか。主事任用資格は取得する必要があると思うが、「人材の活用方法」も踏まえながら緩和について考える必要もあるのではないか。

福祉サービス第三者評価事業における認証手続・評価調査者 養成の見直し 2<令和7年地方分権提案管理番号103>

【地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会】

令和7年9月26日

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

重点18:福祉サービス第三者評価事業における認証手続・評価調査者養成の見直し(厚生労働省)

提案内容と一次回答

提案内容

- 福祉サービス第三者評価事業について、既に全国一律の認証や研修が実施されている(※)社会的養護関係施設と同様に、他分野の福祉サービスについても、国において全国一律の認証や評価調査者の養成を行うこと。
※都道府県の意向に応じ、都道府県独自での認証・研修を行う余地も確保

一次回答

- 福祉サービス第三者評価事業については、福祉サービス第三者評価事業に関する指針に基づき、全国社会福祉協議会を全国推進組織とするとともに、都道府県に都道府県推進組織を設置して各都道府県における取組を推進することとしている。
- 評価機関の認証は都道府県推進組織が行っているが、その要件として、都道府県推進組織が行う研修の受講を課している。
- 福祉サービス第三者評価事業は、全国推進組織が示したガイドラインに基づき各都道府県推進組織が評価項目を定め、更に都道府県の状況等を勘案して、必要な場合には独自の評価項目を設定するなどしているが、各都道府県推進組織が行う研修では、これら都道府県推進組織が独自で定めた評価項目の内容も含まれるところ。
- 本事業の目的たる、サービスの質の向上、利用者の選択に資するという点を実現するためには、地域の実状に応じた取組は重要であることから、都道府県推進組織がその評価項目を定め、研修・認証を行う必要があると考えている。
- なお、社会的養護関係施設については、従来は、上記と同様の考え方にに基づき都道府県推進組織が認証等を行っていたが、自己の生活の場を行政により決定される措置制度等であり、第三者評価の受審が義務づけられたこと、また、施設数が少なく、評価機関が県内の施設のみを評価対象とすると評価経験を蓄積することができないという理由から、社会的養護関係施設第三者評価については全国統一の認証基準と研修を行うこととなったところであり、施設数の多い福祉サービス第三者評価事業とはそもそも状況が異なる。
- ただし、福祉サービス第三者評価事業についても、都道府県によっては施設等の数が少なく、それに応じて認証機関や受審が少ない状況も生じていることは承知していることから、そうした都道府県における評価機関の認証・養成が進むよう、どのような見直しが可能かも含めて、検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

14

- 都道府県推進組織が評価基準を定める際に、必要に応じて独自の評価項目を設定していることは承知しているが、福祉サービスの質を評価する際の基本的な項目については、地域によって異なることのない全国共通の部分が多く、全国推進組織において共通の認証・研修を実施することは可能と考える。
- 現状の制度では、複数の都道府県で活動する評価機関・評価調査者が、各都道府県においてそれぞれ認証・研修を受けなければならないという明らかな非効率が生じており、事業の担い手確保が困難となっているのみならず、ひいては事業の確実な実施に支障を来すおそれがある。具体的には、24団体において認証評価機関（令和7年4月1日時点）が5機関未満であるほか、全国の認証評価機関のうち、直近3か年での評価件数が10件未満の機関が全体の4割強を占めている状況にある。また、受講者が見込めない等の理由で、17団体が令和7年度に評価調査者の養成研修を実施しない予定としている（※）。
- 回答にも記載のとおり、年間の受審数が10件未満の都道府県が複数存在するなど、一部の都道府県を除き受審数は低調な状況にあり、今後、第三者評価事業を推進していくのであれば、各都道府県において評価機関の認証・評価調査者の養成を進める必要がある。このため、少なくとも全国推進組織において全国共通の研修を実施し、各都道府県が当該研修の修了者に対し、事業への従事を認めることのできる仕組みを導入するなど、制度の見直しを検討いただきたい。

（※）各数値の根拠は、「令和7年度福祉サービス第三者評価事業に関するアンケート調査結果」（令和7年6月3日 社会福祉法人全国社会福祉協議会）

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 福祉サービスの第三者評価事業について、多くの都道府県で第三者評価機関の減少や受審数の低迷等が課題となっており、担い手の確保にも影響が出ている。制度基盤の脆弱化を抑制するため、期間を定めた上で、早期に具体的な対応策を検討いただきたい。
- 「都道府県推進組織が評価項目を定め、研修・認証を行う必要がある」との回答について、評価機関数が減少し、第三者評価事業の実施が困難となっている県が存在することから、負担軽減が急務である。
- この観点から、提案内容のように、国において全国基準による認証・研修を実施することにより、認証手続等に係る事務負担を軽減し、広域的な活動を可能とすることで、各都道府県内で活動可能な評価機関数が確保でき、事業の円滑な実施につながるため、前向きに検討いただきたい。
- 15. この際、「地域の実情に応じた取り組みは重要」とのことであれば、例えば、全国推進組織がガイドラインで示している事業者に対する評価項目の中に、地域の実情に応じた取組の展開状況等を加えることにより対応できるのではないかな。
- また、他都道府県における認証・研修を自都道府県内において有効なものとして取り扱うことを認める（又はそれが可能であることを明確化する）ことで、活動可能な評価機関数の確保につながると考えられるため、こういった相互乗り入れ運用についても選択肢として検討いただきたい。
- 提案の措置に伴う全国社会福祉協議会の事務負担増加については、認証手数料を受ける、都道府県からの外部委託として扱うなどによる方法が考えられるのではないかな。
- 今後さらに担い手不足が深刻化していく将来を見据えれば、より数少ない評価機関が複数の都道府県の第三者評価事業を広域的に実施しなければならない状況が想像される。そのため、将来的な全国一本化を念頭においた長期的な方針についても検討を行う必要があるのではないかな。

提案に対する二次回答

提案内容の主訴

- 都道府県及び評価機関の負担軽減
- 各都道府県における評価機関の確保

対応方針

- 認証要件における研修受講要件を緩和することにより、都道府県や評価機関の研修にかかる負担を軽減するとともに、評価機関が複数の都道府県で活動する可能性を広げることで、各都道府県における評価機関の確保にも資する。

二次回答

- 都道府県が地域のサービスの提供体制の整備を担っている中で、サービスの質の更なる向上のために行っている第三者評価事業についても同様に、都道府県を実施主体としているものである。
- そうしたことを踏まえ、第三者評価の評価基準、研修内容、認証要件は、地域の実状を踏まえながら、都道府県が設置する都道府県推進組織が策定することとしているものであり、全国統一化は困難であるところ、現在においても国において各種ガイドライン等を策定しており、都道府県推進組織における策定において当該ガイドライン等を活用いただいているところである。
- その上で、国においても工夫出来る部分は工夫をし、評価機関及び都道府県の負担軽減や、各都道府県における評価機関の確保を進めていきたいと考えている。
- 具体的には、他都道府県において受講した研修の内容が、自都道府県における研修受講と置き換えることが可能と都道府県が判断する場合、自都道府県内における研修受講を免除することを認めることを念頭に、検討を進めていきたい。
- 一方で、認証については、評価機関が各都道府県内で評価を行う根拠になるものであることから、各都道府県推進組織において、内容を審査のうえ認証を行っていただく必要があると考える。

国、全国推進組織、都道府県、都道府県推進組織の役割

- 実施主体である都道府県が設置する都道府県推進組織が、国の定める各種ガイドライン等に基づき、認証要件や評価基準等を作成
- 都道府県推進組織は、都道府県の実況を勘案して、認証要件や評価基準について修正を行う事が可能

国の役割

- ・ 福祉サービス第三者評価事業の普及促進
- ・ 各種ガイドライン等の策定（都道府県推進組織ガイドライン、評価機関認証ガイドライン、評価基準ガイドライン、各評価項目の判断基準ガイドライン、評価結果公表ガイドライン、養成研修モデルカリキュラム）

全国推進組織（全国社会福祉協議会）の役割

- ・ 福祉サービス第三者評価事業の推進
- ・ 都道府県推進組織に対する支援
- ・ 各種ガイドライン等の策定・更新に関する事

都道府県の役割

- ・ **福祉サービス第三者評価事業の実施主体**
- ・ 都道府県推進組織の設置
- ・ 都道府県推進組織の適切な運営の確保

都道府県推進組織（※）の役割

※ 都道府県、都道府県社会福祉協議会、公益法人または都道府県が適当と認める団体に設置

- ・ 認証要件の策定（※1）、**評価機関の認証**
- ・ 評価基準の策定（※1）
- ・ 評価結果の公表（※2）
- ・ 評価機関の評価調査者に対する**各種研修の実施**（※3）
- ・ 情報公表、普及・啓発、苦情等への対応、第三者評価事業の推進

※1 国の定めるガイドラインに基づき策定するが、都道府県の実況等を勘案して必要な場合には、国の定めるガイドラインを満たした上で所要の修正を行う事が可能

※2 国の定めるガイドラインに基づき公表するが、国のガイドラインを満たした上で所要の修正を行う事が可能

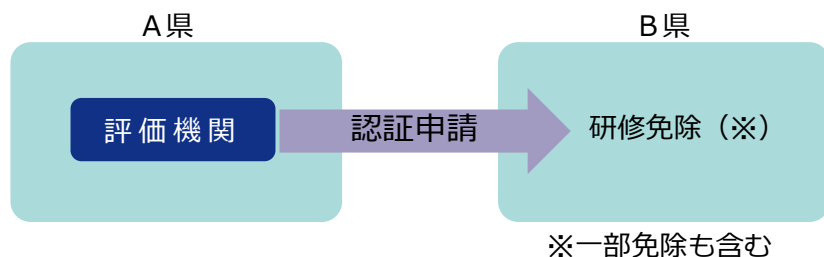
※3 国の定めるカリキュラムを参考に実施

研修受講要件の緩和イメージ

- 都道府県は、他都道府県の評価機関から認証申請がある場合において、他都道府県において受講した研修の内容が、自都道府県における研修内容と同等であると判断する場合、自都道府県における研修受講を免除することが出来る、こととする。
- また、研修実施にかかる負担軽減の方策として、合同研修の実施も考えられる。

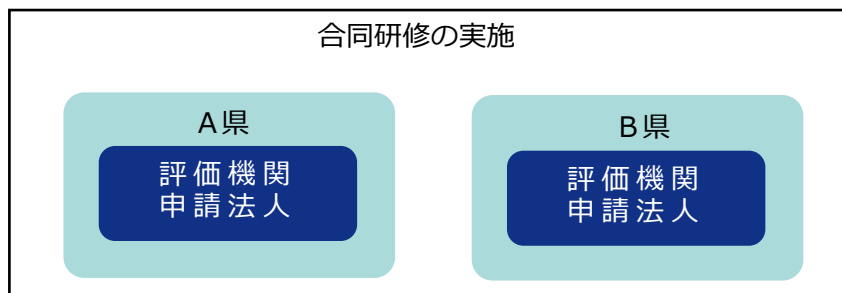
研修を免除する場合

18



- A県の評価機関がB県へ認証申請をする場合であって、A県の研修内容がB県の研修と同等であるとB県が認める場合、B県は研修を免除することが出来る

合同研修を実施する場合



- A県とB県で 合同研修を実施する

各種経由事務の廃止について

令和 7 年提案 管理番号61,62,119,120 (令和 6 年提案 管理番号22)

重点2: 各種経由事務の廃止(精神障害者保健福祉手帳等)(厚生労働省)

令和 7 年 9 月 2 6 日

厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

自立支援医療等の申請手続等のオンライン化に係る検討

1 自立支援医療等の申請手続等のオンライン化調査研究事業について

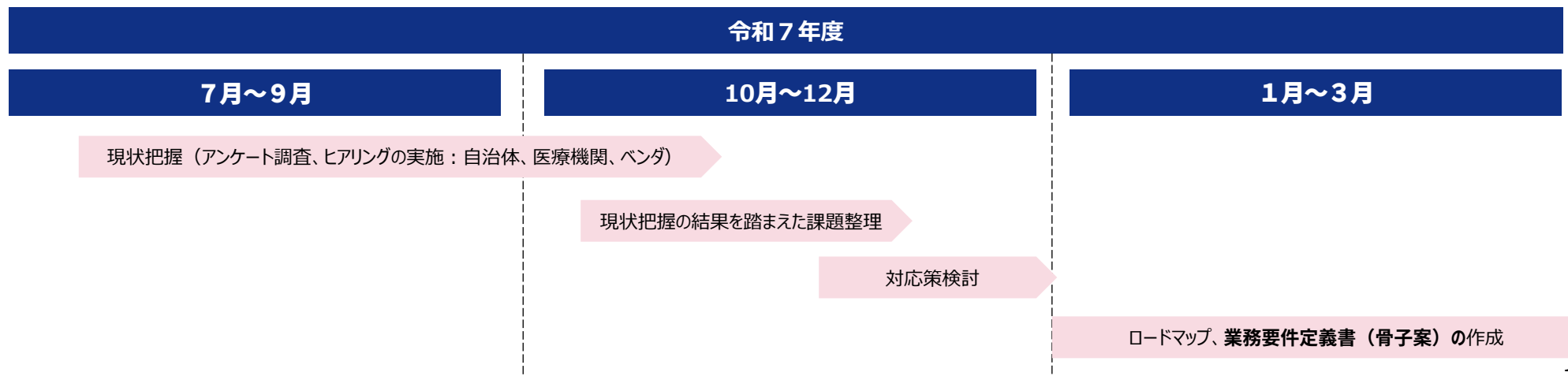
- 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）において、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費の支給認定申請に係る手続について、医師の診断書のオンラインによる提出も含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討することとされた。
- これを踏まえ、国の制度であって事務手続が類似している、自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳（以下「3制度」という。）に係る各申請手続のオンライン化（※1）に向け、今年度、調査研究事業を開始。

※1 マイナポータルによる申請手続のオンライン化に加え、診断書の電子的提出、申請受理後の自治体の事務処理（進達及び進達結果の伝達）の電子化（※2）を含め、3制度に係る各申請手続のオンライン化を検討対象としている（2ページ参照）。

※2 精神通院医療、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳については、申請を受理した市町村から都道府県への進達あり。

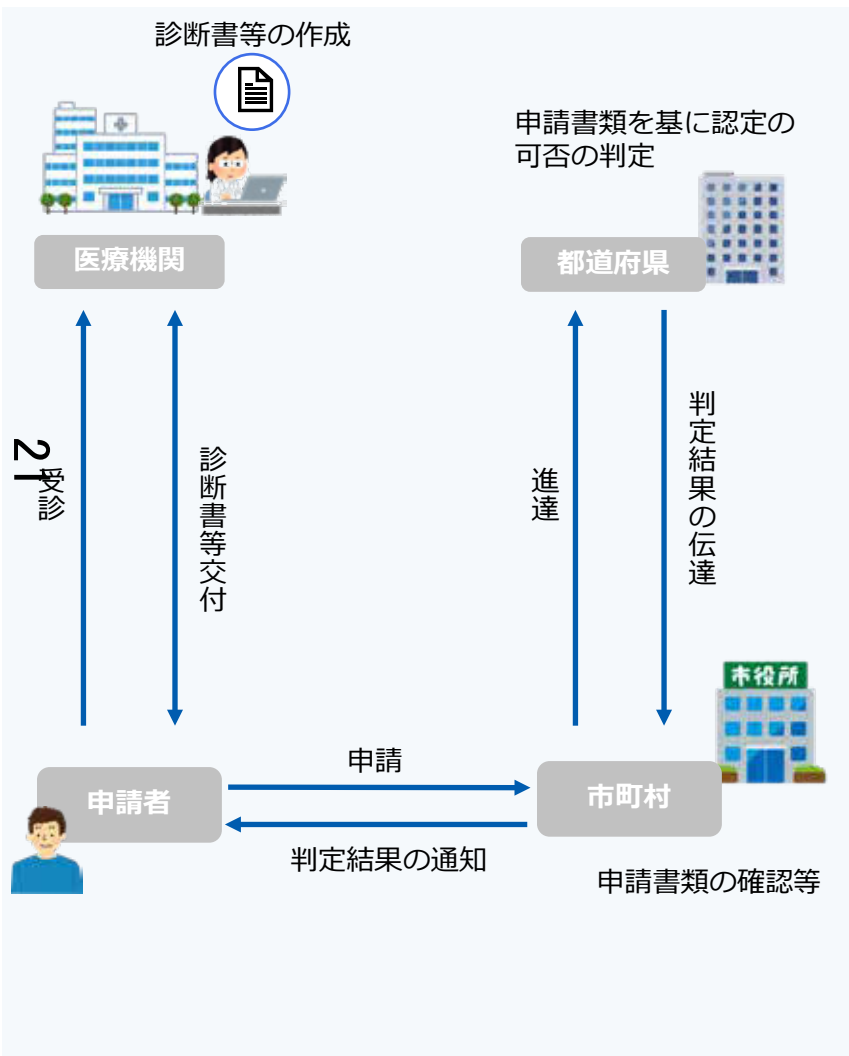
- 2
- 今年度の調査研究事業（※3）では、自治体における事務処理やシステム活用状況や医療機関における3制度の診断書等発行等に関する現状把握、現状把握の結果を踏まえたオンライン化に向けた課題整理、ロードマップの作成、業務要件定義書の骨子案の作成等を行う予定。

※3 令和6年度補正予算の繰越により令和7年4月～6月に調達を行い、6月中旬に委託業者が決定し、7月から事業を開始。

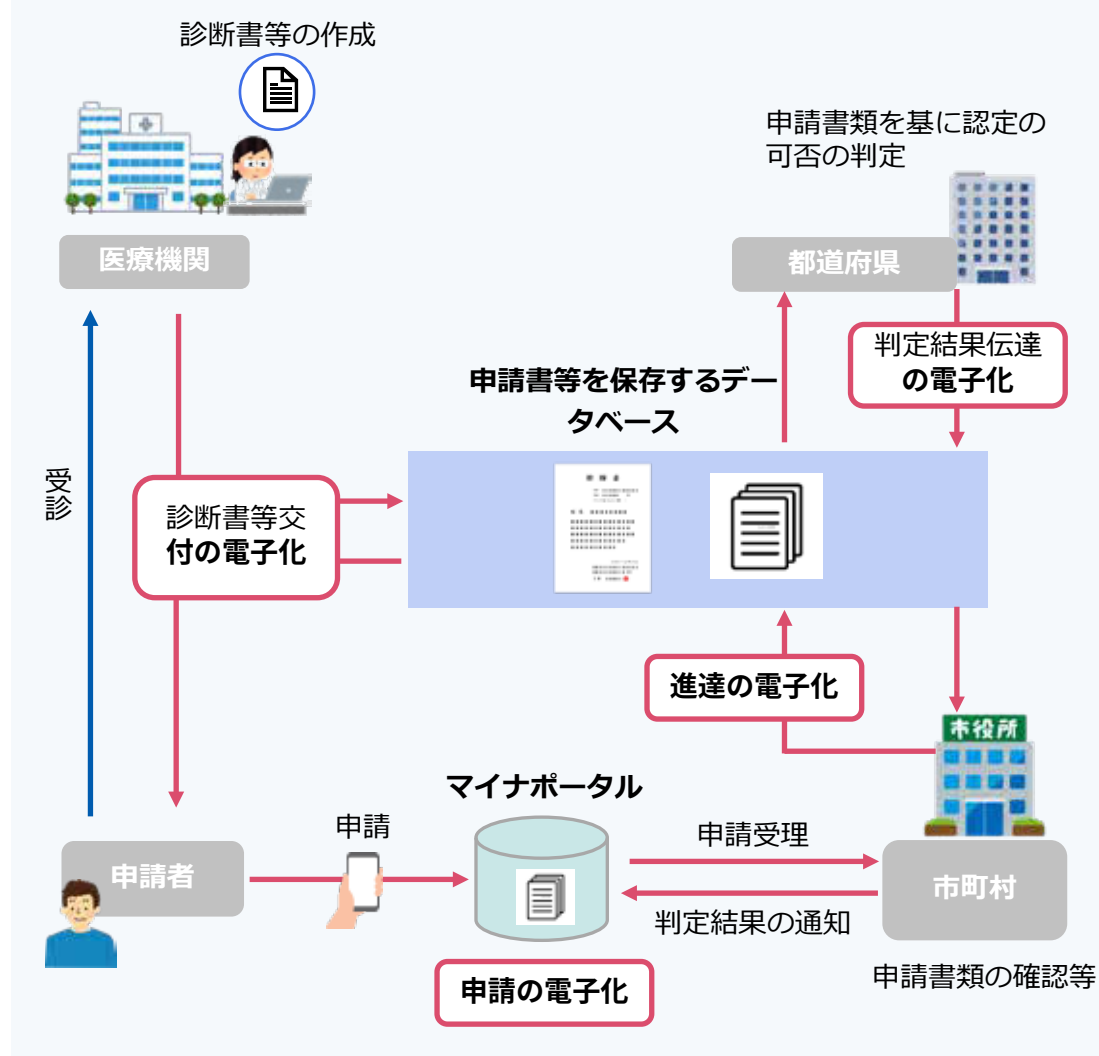


自立支援医療等の申請手続等のオンライン化のイメージ（令和7年9月26日時点）

現状



オンライン化のイメージ



注1：自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の指定都市、身体障害者手帳の中核市は法令上の実施主体のため、進達なし。

注2：自立支援医療（育成医療、更生医療）の法令上の実施主体は市町村のみであり、制度上、進達なし。

ヒアリング又は意見照会実施自治体

- R7年の地方分権改革に関する募集提案のうち、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の申請手続及び交付手続における「市町村経由事務の廃止」を提案した市町村を管内に有する都道府県を中心にヒアリング又は意見照会を実施した。
- 市町村は、①都道府県への進達を行っている（一般市）、②人口規模の多い（ある程度の事務処理量が想定される）、という2つの要素から対象自治体を選定し、ヒアリング又は意見照会を実施した。

【都道府県（9都府県）、一般市（11市）】※はヒアリング実施

都道府県	地方分権提案との関係
岩手県	都道府県のうち追加共同提案団体となっている県
山形県※	管内に提案団体（山形市）が所在
東京都	特別区長会が追加共同提案団体となっている
千葉県※	管内に提案団体（市原市、大網白里市）が所在
長野県	都道府県のうち追加共同提案団体となっている県
新潟県※	管内に追加共同提案団体（燕市）が所在
愛知県※	管内に追加共同提案団体（尾張旭市、豊田市）が所在
大阪府※	管内に追加共同提案団体（寝屋川市、交野市）が所在
福岡県	管内に追加共同提案団体（久留米市、春日市）が所在

一般市	都道府県	選定の観点
奥州市	岩手県	岩手県内の一般市で人口最多
鶴岡市※	山形県	山形県内の一般市で人口最多
世田谷区	東京都	東京23区で人口最多
松戸市※	千葉県	千葉県内の一般市で人口最多
市原市	千葉県	提案団体
流山市	千葉県	追加共同提案団体
上田市	長野県	長野県内の一般市で人口最多
長岡市※	新潟県	新潟県内の一般市で人口最多
春日井市	愛知県	愛知県内の一般市で人口最多
西尾市※	愛知県	愛知県内の一般市のうち人口の多い市である
和泉市※	大阪府	大阪府内の一般市のうち人口の多い市である
春日市	福岡県	R6分権提案（申請手続オンライン化）追加共同提案団体

ヒアリング又は意見照会結果（都道府県）

1 都道府県から市町村への事務の委任状況

- ヒアリング又は意見照会を行った多くの都府県では、条例等により、申請書や診断書の記載内容の確認・補正、申請に係る事実の確認、医療保険・世帯の範囲・所得状況・精神障害を**支給事由とする年金給付**を現に受けていることの確認等の事務を市町村に委任している。

2 申請手続等のオンライン化に際して市町村経由事務を廃止した場合の具体的な影響や懸念事項

① 業務増に対応する職員配置、予算の増加、システム改修への対応

業務増となる主な要素

23

- ・ 住民基本台帳に基づく申請者の正確な基本情報（氏名、住所、生年月日、マイナンバー）の確認
- ・ 生活保護等の支給状況
- ・ 加入する医療保険情報の確認と世帯の範囲の確認
- ・ 所得の状況の確認（負担上**限月額**にかかる所得区分の判定）
- ・ **精神障害を支給事由とする年金給付**を現に受けていることの確認
- ・ 申請書や診断書の補正、補正のための申請者や医療機関への照会
- ・ 申請者や医療機関からの問い合わせへの対応
- ・ 手帳や受給者証の交付作業

② （①により）都道府県での事務処理に時間を要することによる利用者の利便性の低下

③ 申請プロセスの混乱

- ・ オンライン申請時には申請先が都道府県、紙申請時には申請先が市町村となり、申請者や医療機関に混乱が生じることが懸念される。

④ 支援の分断とサービスの低下

- ・ 地域住民に最も身近な自治体である市町村が、手帳などを含めた支援や給付の制度全般にかかわる住民への案内や相談に対応することで必要な方に情報が届き、制度利用につながるが、手帳等のオンライン申請時を都道府県とすることで、障害福祉行政に分断が生じ、必要な支援を受けられないという事態が懸念される。
- ・ 住民に身近な自治体がサービスを提供するという地方分権の流れと逆行することとなり、住民サービスの質や自主性の低下が懸念される。

24

3 市町村経由事務廃止時に都道府県から市町村に手帳・受給者証の交付・認定結果を共有してほしいとの要望に対する懸念事項

○ 都道府県から市町村への情報共有の範囲や情報の性質を踏まえた提供方法

- ・ 市町村からは手帳の交付台帳情報や受給者証の券面情報等の情報提供を求められているが、個人情報（要配慮個人情報）に当たるため、第三者である市町村に共有可能とする際の方針の整理が必要ではないか。
- ・ 個人情報提供の同意を得る場合に、申請者が抵抗感を持たれ、不同意とした場合に、必要なサービスを市町村から情報提供する機会が失われ、本人の不利益になるおそれがあるのではないか。
- ・ 個人情報漏洩を防ぐための安全な共有方法について検討が必要ではないか。

ヒアリング又は意見照会結果（一般市）

1 申請手続等のオンライン化に際して市町村経由事務を廃止した場合の具体的な影響や懸念事項

① オンライン申請（経由なし）と紙申請（経由あり）の混在により生じる懸念

- ・ 申請者からの状況確認の問い合わせや、医療機関から受給者情報の確認の問い合わせが市にあった場合、オンライン申請分については市町村では回答できない。（申請者や医療機関にとってわかりにくくなる）
- ・ 変更申請等の際に、前回オンライン申請だった場合に、市に前回の申請情報がなく対応が難しくなる。

② 申請者より提出された診断書の写しの提供をするための事務負担の増加

- ・ **一部の市では、精神通院医療や精神障害者保健福祉手帳の申請時に提出された診断書の写しの提供を希望され、申請があった場合は、保管している範囲内で診断書の写しを提供しているが、市町村経由事務を廃止した場合、県への問い合わせ・事務負担が増える。**

25

2 市町村経由事務廃止時に都道府県から市町村に共有を求める情報とその利用目的

- **ヒアリング又は意見照会を行ったほぼ全ての一般市において、台帳情報や手帳や受給者証に記載されている情報（氏名、手帳番号、有効期限、障害等級、住所等）等の情報共有を求める要望があった。**
- **利用目的は、市の障害福祉サービス等の案内、各種制度利用時・税の減免等の対象者の確認、更新時等に紙申請される場合への備え等の回答があった。**
- 上記のほか、オンライン申請の有無、病名や地域ごとの申請数・認定数（保健師の精神保健相談業務や地区活動）、診断書の内容や年金受給の有無（制度案内、市内の手帳所持者数及び手帳内容等の正確な把握）等についても情報共有を求める要望があった。

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて（報告書）

令和4年6月13日

社会保障審議会障害者部会

12. 療育手帳の在り方について

(1)現状・課題

- 26 ○ 療育手帳は、現時点で法的な位置づけはなく、各自治体が自治事務として運用しており、自治体ごとに検査方法等の判定方法や、IQの上限値や発達障害の取扱い等 認定基準にばらつきあり、手帳所持者が他の自治体に転居した際に判定に変更が生じる可能性や、正確な疫学統計が作成できない状況等が指摘されている。

(2)今後の取組

- 療育手帳制度の運用の地域差により不都合が生じることがないように、全国統一的な運用を目指すべきという意見があることを踏まえ、①国際的な知的障害の定義や自治体の判定業務の負荷等を踏まえた判定方法や認定基準の在り方、②比較的軽度な知的障害児者への支援施策の在り方、③統一化による関連諸施策への影響及び④法令上の対応等も含め、引き続き、令和4年度から実施予定の調査研究を着実に進める等、幅広く調査研究を続けるべきである。
- その際には、療育手帳制度に自治体や当事者等が幅広く関係していることを踏まえ、これらの関係者に調査研究や検討のスケジュールを示しながら、進めるべきである。

(参考2) 療育手帳の在り方に係る今後の進め方等

これまでの検討状況のまとめ

- ① 国際的な知的障害の定義や自治体の判定業務の負荷等を踏まえた判定方法や認定基準の在り方について
- 判定方法の統一化について
 - ・療育手帳の交付判定のための「障害の程度及び判定基準」について、ICD-11における「知的発達症」の診断基準を参考とした「知的機能」及び「**適応行動**」による2軸評価。
 - ・「知的機能」及び「**適応行動**」の評価について、偏差指数の算出が可能な標準化尺度であり、かつ、自治体の判定業務の負荷が少ないものとして開発された「ABIT-CV」の実装を目指す。
- ※令和7～9年度厚生労働科学研究費補助金「療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究」(研究代表者：辻井正次)において、モデル自治体における試行等を実施予定。
- ② 比較的軽度な知的障害児者への支援施策の在り方 ③ 統一化による関連諸施策への影響について
- 判定方法の統一化が比較的軽度な知的障害者等への支援に影響を与える可能性や、統一化により様々な関連施策・サービス等への影響が生じる可能性があることが指摘されている。

①～③の検討状況を踏まえた今後の進め方

- 療育手帳の運用の統一化に向けた制度設計の在り方については、様々な制度やサービスに影響があること等を踏まえ、関係者のご意見を聞きながら整理する必要がある。
- 本部会のご意見も踏まえつつ、今後、統一化に向けた療育手帳制度の在り方について、議論する場を設けることとしてはどうか。

※残された課題の検討に向けて、引き続き調査研究も実施。

建築工事届に係る経由事務等について (二次ヒアリング)

令和7年9月
国土交通省

重点2:各種経由事務の廃止(建築工事届等)
(国土交通省)

一次回答

現状の業務における課題の把握のほか、統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えることが可能であるかを検討する必要がある。このため、速やかに特定行政庁等への実態調査を実施した上で、オンライン化を含めた業務効率化や負担軽減の方策を、今後検討してまいりたい。

主な再検討の視点

建築主事による疑義照会が現状どの程度生じているのか、照会の件数・内容等を把握した上で、これらに対しシステム上のエラーチェックで対応する方策を具体的に検討いただきたい。

29



実態調査の概要

調査内容：建築主事等、都道府県統計担当それぞれの業務量、業務内容、疑義照会の件数・内容、特に負担となっている業務等について実態を調査
(選択式・自由回答式)

日 時：令和7年8月1日～19日 ※本資料では、8月中までの遅延回答も反映

回答数：「建築主事向け」 531件
(都道府県の建築事務所、建築主事を置いている市区町村等)

「都道府県統計担当向け」 47件
(都道府県本庁。以下「県統計担当」という)

実態調査の結果まとめ

- ①都道府県と建築主事等の、転記・国への提出等の業務の分担関係は、地域によって様々【P.4①】
- ②国への提出前の段階で、建築主への電話等による疑義照会は、少なくとも毎月約4000件と膨大【P.4②】
(建築主事等が約2770件＋都道府県が約1230件)
- ③建築主事等の約9割が工事届の内容確認を実施、不備の確認のほか、確認申請書等との突合を広く実施。
都道府県の約8割はエラーチェック機能付き調査票で内容確認を実施【P.5③】
- ④未記入や不備が多い項目は「建築工事費予定額」「主要用途（業種）」「用途」で、疑義照会が負担である項目もほぼ同様の傾向。しかし、工事届独自項目である等、照会しなければ確定できないものも【P.5④】

30



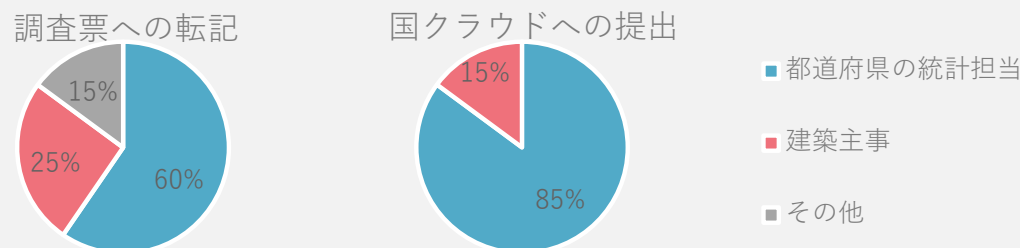
二次回答①

本年8月に実施した実態調査（速報）によれば、建築主事等の約9割が国へのデータ提出前に工事届の内容確認を行っており、不備の確認のほか、確認申請書等との突合が多く行われており、また、建築主事等又は都道府県による建築主への電話等による疑義照会は少なくとも全国合計で毎月約3700件超（件数で約9%）実施されていた。疑義照会の内容としては、未記入等の他、工事費予定額が平均的な額から乖離している、建物の外形から通常想定されるような用途でないなど、実際に建築主に確認しない限り、機械的に判断することができない内容も多い。また、一次回答のとおり、建築確認申請と同時提出とすることで、情報の正確性に加え、届出義務の履行、建築主の利便性も確保しているところ。これらのことから、現状においては、その内容・量にいずれに照らしても、本統計調査の品質を確保するためには、引き続き、建築主事等や都道府県の関与が重要であると考えられる。

①業務分担

- 都道府県と建築主事等の業務分担は、地域によって様々。
建築主への疑義照会も、県統計担当が直接行っているケースあり。

図1 【都道府県統計担当向け】どの機関が調査票への転記／国クラウドへの提出をしていますか。（回答数：47）



※ 指定確認検査機関からの送付分は直接県に送付（実際は建築主事を経由していない）という回答もあった。

→多様な事務の実態を踏まえて、対応を検討することが必要。

②業務量

- 建築着工統計・工事届に係る毎月の業務量は、まちまちであるが、全国の総量としては膨大。

- ・都道府県の毎月の業務量は、約25時間（中央値）、（1位：283時間）
- ・建築主事等の届出1件あたり業務量は、約10分間/件（中央値）、（1位：280分、2位：60分）

- 国への提出前段階で建築主への電話等による疑義照会は、少なくとも毎月約4000件。

（内訳）

建築主事等が約2770件 + 都道府県が約1230件 = 約4000件（全国合計/月）

（※遅延回答を追加集計しているため、二次回答と件数が異なる）

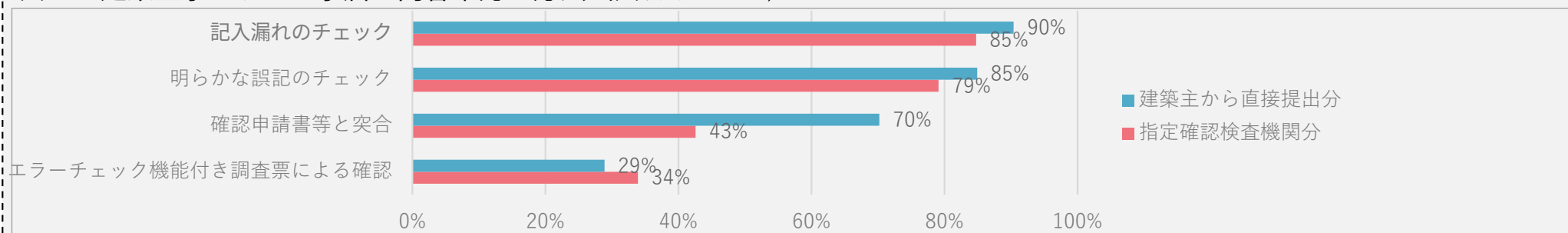
（参考）

- ・工事届の件数（全国合計で約3万件（届出数）・約4万データ（棟） /月）
- ・さらに、国提出後の疑義照会が、約500件/月

③内容確認の方法

○建築主事等は、約9割が工事届の内容確認を行っており、不備の確認のほか、確認申請書等との突合が多く行われている。

図2 建築主事による工事届の内容確認の方法（回答数：531）



※なお、大半の建築主事等は、工事届独自項目（建築確認申請と重複しない項目。以下同じ）でも、概ね全ての項目の内容確認を行っている（建築主から直接提出分：65%、指定確認検査機関分：42%）。

※県統計担当の83%は、国の「エラーチェック機能付調査票による確認」を行っている。

④不備やエラーの内容

○不備が多いのは、「主要用途（業種）」「用途」「建築工事費予定額」「床面積」等。

表1【建築主事向け】提出された工事届について、どの項目の不備・間違いが多いか上位3つまで教えてください。（回答数：531）

1位	第二面5	主要用途	231
2位	第二面6ハ	用途	206
3位	第二面6チ	建築工事費予定額	140
4位	第二面6ヘ	工事部分の床面積の合計	78
5位	第三面1リ	工事部分の床面積の合計	63

自由回答（不備のパターン・傾向）：

- ・建築主（設計者・施工者）の意識が低くそもそも未記入が多い、不明な場合に未記入や「その他」で提出してくる
- ・記入ルールが複雑で誤りが多い、建築確認と統計でルールが異なる部分がある
- ・一部指定確認検査機関から送付される分は不備が多い
- ・特に誤りが多い物件パターンは、住宅附属建築物（車庫等）、増築、複数棟、複数用途、会社名義の持ち家

表2【都道府県統計担当向け】クラウドアップロード前において、どの項目の不備・間違いが多いか上位3つまで教えてください。（回答数：40）

1位	第二面5	主要用途	29件
2位	第二面6ハ	用途	25件
3位	第二面6チ	建築工事費予定額	21件

- 調査票への転記や疑義照会が自治体の負担となっていることも踏まえ、オンライン導入を検討。
- オンライン導入に当たって自動的なエラーチェックを導入できれば、未記入や不備の一定程度は防止できそうであるが、工事届独自項目を中心に、人が照会をしなければ確定できない疑義が相当数残る見込み。
- 具体的に、オンライン化後にどの程度疑義照会が減少するかについては、エラーチェックの性能やシステムの仕様等の諸条件によるため、実際の運用状況を見極める必要。

自動で防止できそうなもの	建築確認申請と自動突合できそうなもの	建築確認申請との自動突合では解消できないもの
・未記入 ・余計な記入 (住戸新設の場合しか書かなくて良い項目等) ・「床面積」の合計の不整合 ・「着工日」「完了日」と「工事予定期間」の不整合 等 ※ただしエラーチェックの性能等次第	・「工事予定期間」が異様に長い/短い ・「床面積」「階数」「構造」の疑義 ・通常あまり見られないもの (木造5階建て、10m²の体育館 等) ・「用途」の疑義 ※ただし、用途は、建築確認と記載ルールが異なる点について照会が残る可能性 等 ※ただしエラーチェックの性能等次第	・「建築工事費予定額」が異様に高い/安い、桁間違い ・「主要用途」が、建物の外形から通常想定されるようなものでない(例：一戸建てなのに農林水産業等) ・「主要用途」と「用途」が合わない (例；用途が「ホテル又は旅館」となっているが主要用途が「宿泊業」でなく「その他サービス業」) ・1戸あたりの床面積が異様に小さい

- 加えて、入口段階でエラーチェックを導入すると、不備・疑義照会は減少すると考えられるが、入力方法の問合せや、エラー解消方法等についての相談が増加することも想定され、オンライン導入後の建築主事等や都道府県の関与については検討が必要。
- なお、オンラインを導入したとしても、一定程度は紙による提出が残ることが想定される。
(参考：国土交通省所管の統計調査(企業系調査)においては、オンライン回答率は66%程度(R7.3時点))

主な再検討の視点

基幹統計については、国が責任をもって統計の基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に手続きが完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。

二次回答②

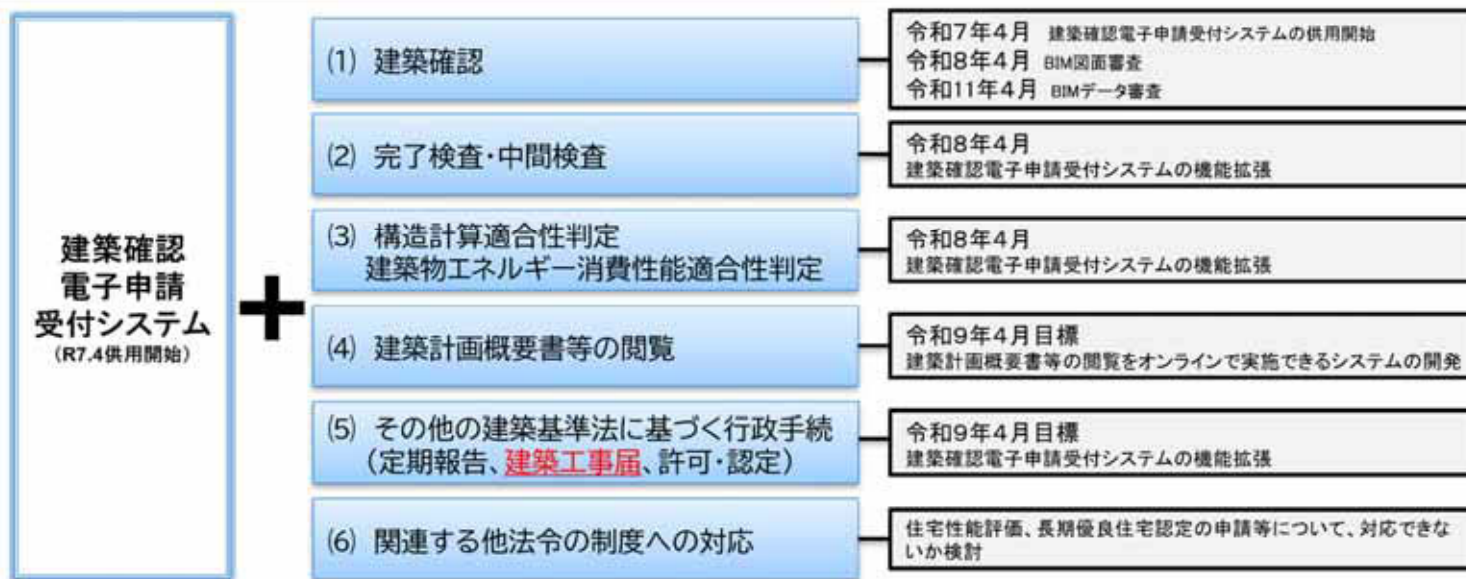
他方で、調査票への転記や疑義照会が自治体の負担となっていること、Excelではなく建築確認申請書と一緒に紙で提出されるケースが多いこと等の現状を踏まえると、現在「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づいて進めている建築確認電子申請システム等において、工事届のオンライン提出機能の整備を検討するなど、提出段階から機械的に誤記・不備を防止すること等により負担軽減が図られるように検討したい。

その上で、ご提案については、オンライン導入後の業務プロセス全体の在り方の検討を行う中で本統計業務における地方公共団体の業務についても検討し、オンライン化の運用状況も見極めながら対応してまいりたい。

建築確認電子申請システム等に係る共通化推進方針(概要)

<令和7年6月2日決定>

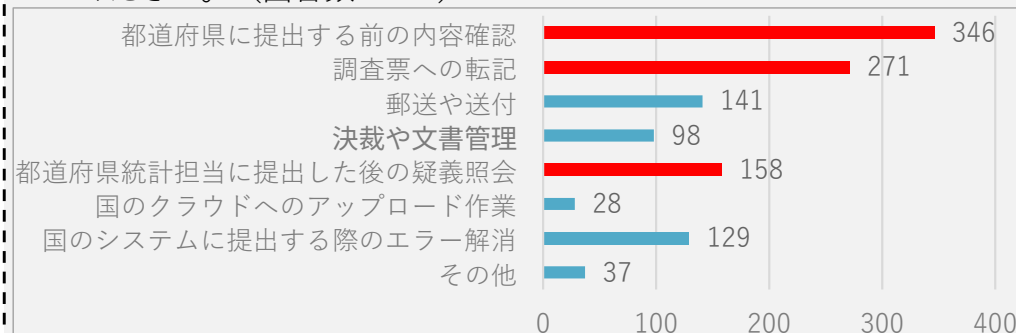
建築分野の生産性の向上を促進するため、建築基準法に基づく行政手続のデジタル化に必要な基盤となるシステム整備等を行う。



⑤特に負担に感じている業務

○建築主事等、県統計担当にとって最も負担となっている業務はそれぞれ以下のとおり。

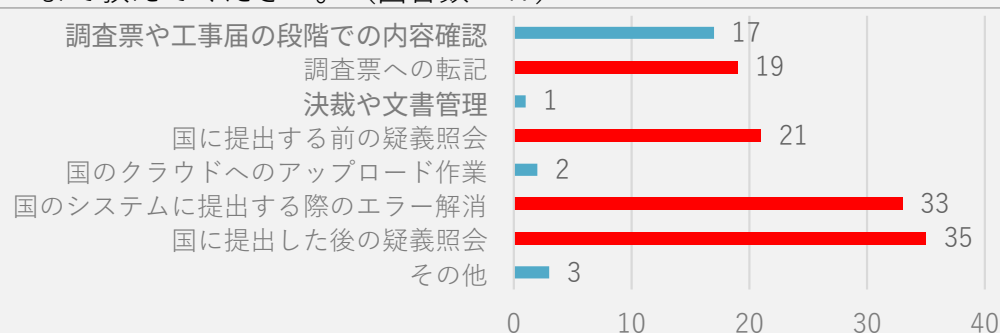
図3【建築主事向け】特に負担に感じている業務を上位3つまで教えてください。(回答数：531)



自由回答(その他の負担な業務)：

- ・PDF化作業、電子データの紙出力
- ・国のメ切が短く日々の業務を圧迫 等

図4【都道府県統計担当向け】特に負担に感じている業務を上位3つまで教えてください。(回答数：47)



自由回答(エラー解消関係)：

- ・クラウドでエラーが多数出て、解消作業に時間がかかる
- ・全てのエラーに統計担当者の見解(修正必要なし等)の記入が必要
- ・クラウドが使いにくい 等

→「調査票への転記」「郵送」「疑義照会」は、オンライン化で負担軽減できる可能性。

⑥疑義照会の負担

○疑義照会が負担な項目は、工事届独自項目が多い。

○その他、負担要因としては、期限がタイト、工事届提出時から疑義照会までタイムラグがある、建築主(設計者・施工者)が把握していない・回答を面倒がる内容がある、記載ルールが複雑等(自由回答)

表3【建築主事向け】提出された工事届についての確認や疑義照会が負担である項目を、上位3つまで教えてください。(回答数：531)

1位	第二面6チ	建築工事費予定額	227
2位	第二面5	主要用途	196
3位	第二面6ハ	用途	164
4位	第二面2ロ	資本の額又は出資の総額	78
5位	第二面6ト	用途ごとの工事部分の床面積	49

※青字は工事届独自項目

→「期限」「タイムラグ」「記載ルールの複雑さ」の問題は、オンライン化で負担軽減できる可能性。

⑦エラーチェック付Excel工事届

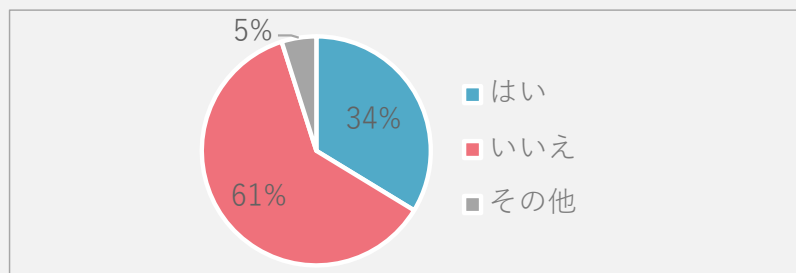
○建築主事等の大半が、「届く工事届の全てが紙」と回答（※R7.5国交省から建築主事等向けに調査）

※指定確認検査機関分が「全て紙」は69%、建築主から直接提出分が「全て紙」は90%。さらに、「電子データ提出」があっても、Excel工事届よりもPDFファイルでの提出の方が多い。

○建築主事等（市区町村）から県統計担当への工事届の送付方法は、「全て郵送」が48%。

○Excel工事届は、6割の建築主事等において「受付不可」。可能としても実態がない自治体が多数。

図5 【建築主事向け】国土交通省が配布しているexcelの工事届による提出を可能としていますか。（回答数：531）

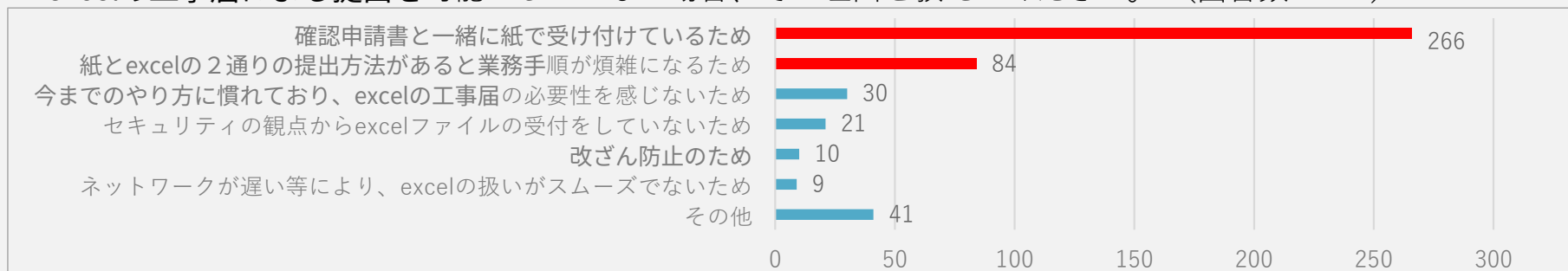


「はい」でも、6割の建築主事等が「毎月のExcel届出件数 0件」と回答

※「Excelが5%」以上が約30回答
※「Excelが100%」が約20回答（要精査）

○「受付不可」としている理由は、下記の通り。

図6 excelの工事届による提出を可能としていない場合、その理由を教えてください。（回答数：327）



自由回答（その他の主な理由）：

- ・エラー表示がされてもそのまま提出できるため、不備・誤記入を防止する効果が低い
- ・Excelを受理可能とするにはシステム構築が必要
- ・紙で受領印付きの写し等を欲しがらる建築主がいる 等

→建築確認申請のオンライン化と一体で進めることで、工事届のオンライン化についても実効性を確保し、進めることが可能。

二次回答③

なお、当面の負担軽減策としては、国のクラウドシステムへの提出時のエラー解消作業が都道府県等の負担となっていることから当該システムの改善を引き続き図っていくとともに、工事届の建築主向けの平易なマニュアルにより提出段階からの誤記・不備の防止を図ってまいりたい。

①国のクラウドシステムの改善

例：R7.1省令改正後のデータ蓄積を踏まえ、警告エラーを適正化 等

②建築主向けの平易なマニュアル（手引き・QA）活用推進

○建築主への疑義照会時の記載ルール説明にも活用可能。

○最も間違いが多いパターンの記入例も例示。



5

迷いやすい事例について

●用途の記入にあたっては、以下の例を参考にしてください。

例1 一戸建ての住宅と車庫を新築する場合



2棟目の車庫については、以下のように記入してください（右記の記入例のとおりです）。

・第二面

主要用途：01

用途：08010（一戸建ての住宅）

床面積：20㎡

・第三面

新設又はその他の別：その他

新設住宅の資金：空欄

住宅の建築工法～利用関係：1棟目と同じ

戸数：空欄

床面積：20㎡

※既存住宅のある敷地に車庫1棟を新しく建築する場合、第二面4.

▼例1のケースの記入例（第二面、第三面）

【5. 主要用途】		01		(注意欄に記載の記号を記入してください)	
【6. 一の建築物ごとの内容】					
イ. 番号	1		2		
ロ. 物件名	〇〇邸新築工事		〇〇邸車庫新築工事		
ハ. 用途 (注意欄に記載の記号を記入してください)	08010		08010		
ニ. 工事部分の構造 (注意欄に記載の記号を記入してください)	01		01		
ホ. 工事の予定期間	4 月間		1 月間		
ヘ. 工事部分の床面積の合計	100 ㎡		20 ㎡		
ト. 用途ごとの工事部分の床面積 (工事部分の用途が1種類のみであり、ハの用途と同一である場合は、記入不要です。)	① 用途	床面積	① 用途	床面積	① 用途
		㎡		㎡	㎡
	② 用途	床面積	② 用途	床面積	② 用途
		㎡		㎡	㎡
	③ 用途	床面積	③ 用途	床面積	③ 用途
		㎡		㎡	㎡

⑧建築着工統計や工事届の活用関係

- 多くの都道府県では、県単位の着工統計を作成・HPに公表する等している。
主要な経済指標等として県民のニーズが高いとの声、行政の基礎資料として内部で活用しているとの声が多く上がった。
 - ・国への二次利用申請で個票データを統計作成に活用している都道府県は23団体、市町村は10団体（R6申請実績）
 - ・このほか、二次利用申請によらず工事届を活用して統計作成等している都道府県は、少なくとも5団体（実態調査結果）
- さらに、工事届は、国の着工統計の作成目的以外にも、下記目的で活用されているとの声があった。
（自由回答から集計）
 - ・建築主の証明書（建築確認済証が交付されない工事における、登記、住宅ローン審査等）
年間1～300件程度（建築主事等65回答）
年間1～300件程度（都道府県15回答）
 - ・建築主事等における、
独自の実態把握（28回答）、固定資産税関係（6回答）
自由回答：行政の基礎資料、各種行政のための分析、固定資産税や手続き漏れの検知 等
 - ・都道府県での、独自の実態把握（2回答）、固定資産税関係（2回答）

重点事項番号32

導入促進基本計画の策定の廃止等

2025年9月26日

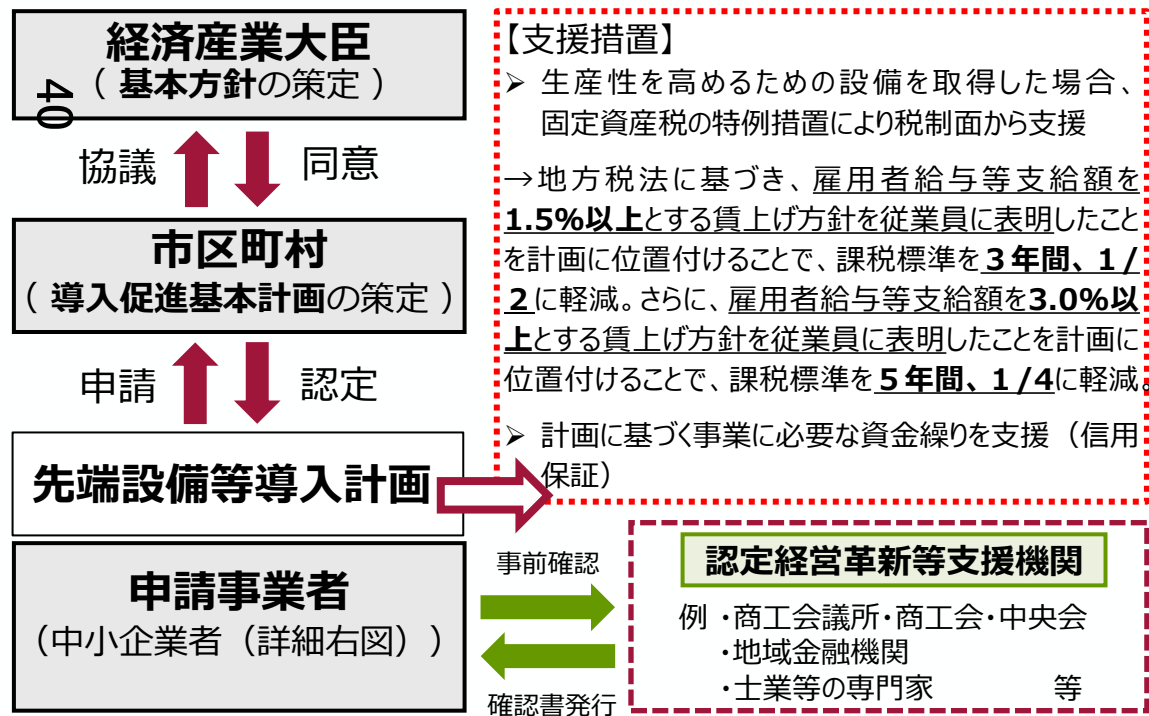
中小企業庁

経営支援部 経営支援課

先端設備等導入計画の認定制度の概要

- 「先端設備等導入計画」は、**中小企業が、設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画**。（労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれることが要件）
- この計画は、設備の導入先となる市区町村が「導入促進基本計画」を策定している場合に、当該市区町村から中小企業が認定を受けることが可能。**認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができる。**

～先端設備等導入計画のスキーム～



～計画認定の対象者「中小企業者」～

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業*	3億円以下 900人以下
	ソフトウェア業 又は 情報処理サービス業	3億円以下 300人以下
	旅館業	5千万円以下 200人以下

* 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(注) 税制支援は対象となる規模要件が異なりますので、ご注意ください。

提案に関する経済産業省からの回答

提案 1 【先端設備等の種類、業種等を限定した計画について】

第 1 次回答では、多数の自治体において先端設備等の種類や業種等を限定した導入促進基本計画を作成しているとあるが、これらを限定した導入促進基本計画を作成している市町村の割合及びその内容をご教示いただきたい。

- 令和 4 年度先端設備等導入計画制度に関する調査研究結果において、先端設備等の種類や業種等を限定している市町村数（複数回答）を示している。調査時点で導入促進基本計画を策定していた1,663市町村のうち、**太陽光発電・その他再生可能エネルギー関連を一律に限定している市町村は100件、売電目的等の条件付で太陽光発電・その他再生可能エネルギー関連を対象外としている市町村は170件、不動産賃貸業や物品賃貸業等のその他の業種等を限定している市町村は15件**である。

認定の対象外としている業種・設備等			自治体数 (複数回答)	認定の対象外にしている理由（複数回答）	
太陽光発電・その他再生可能エネルギー関連	条件無し		100	雇用の創出・産業集積に繋がらないため	74
				景観・環境の保全のため	33
				防災上の配慮のため	2
	条件有り	売電目的は対象外	106	雇用の創出・産業集積に繋がらないため	80
				景観・環境の保全のため	38
				防災上の配慮のため	5
		当該自治体内に事業所等が無い場合は対象外	29	雇用の創出・産業集積に繋がらないため	29
				景観・環境の保全のため	2
		自社の社屋・工場等の屋上や自社の敷地内でなければ対象外	35	雇用の創出・産業集積に繋がらないため	17
景観・環境の保全のため	22				
その他	風営法に基づく営業の許可又は届出を要する事業 不動産賃貸業 廃棄物処理業 物品賃貸業 娯楽業 コインランドリー 他		15	雇用の創出・産業集積に繋がらないため	7
				景観・環境の保全のため	1
				その他	7

認定の対象外としている条件	自治体数	認定の対象外にしている理由	
特定の業種・設備を問わず、当該自治体内に事業所等が存在しない場合は対象外	26	雇用の創出・産業集積に繋がらないため	26

提案に関する経済産業省からの回答

提案 2 【計画の廃止について】

「ナビゲーション・ガイド」を踏まえ、導入促進基本計画のあり方を見直し、計画によらない形式を検討されたい。

（部会からの再検討の視点）第1次回答において、「多数の自治体において、その裁量のもと、地域の状況等を踏まえ先端設備等の種類や業種等を限定した導入促進基本計画を作成している」とあるが、事務局を通じて京都府内の市町の計画を確認したところ、ほぼ同様の内容となっていた。また、全国の96%の自治体において導入促進基本計画が策定されている状況を鑑みると、同意に係る手続における経済産業省の負担もあることから、国・地方を通じた効率化のためにも、当該計画を廃止することを検討されたい。仮に、自治体において先端設備等の種類や業種等を限定することが必要な場合は、例えば告示によってそれらを明示するなど、計画によらない形式を検討されたい。

- 市町村が導入促進基本計画を策定する目的は、地域の実情や地域独自の産業政策も踏まえ、市町村のイニシアティブの下で効果的な取組を推進することにある。このため、雇用の創出や景観保全等の理由から太陽光発電設備を対象外とする市町村や、地域の産業政策との整合を図るため不動産等を対象外とする市町村等、**多くの市町村で独自性が発揮されている**。例えば、京都府内で導入促進基本計画を策定する23市町のうち6市町でも、雇用創出や環境保全に配慮した地域独自の計画を策定している。

また、支援措置の中でも固定資産税の特例措置の活用が多いが、**計画によらない形式に基づき当該固定資産税の特例措置が得られるとの整理がなされないままに計画を廃止した場合、当該特例措置を受けられなくなる可能性**がある。

したがって、**導入促進基本計画の廃止は困難**であると考える。

- なお、**市町村の規則・規程、要領、実施基準等に導入促進基本計画に記載すべき事項が明記されている場合、これらを引用することができる**と考えており、**記載例を示すとともに、中小企業等の経営強化に関する基本方針の見直しの際には明示する**ことを検討してまいりたい。

提案に関する経済産業省からの回答

提案 3 【記載事項及び計画策定手続の簡素化について】

・地域の状況等を踏まえて先端設備等の種類や業種等を限定する場合、事業者にとっては税制措置を受けられない状況となることから、導入促進基本計画においては地域の状況把握や分析等を踏まえた説明が必要であると認識している。一方で、市町村が（先端設備等の種類や業種等を）限定しない場合には、地域の状況把握や分析等が導入促進基本計画の構成要素として必要ではないと思料されるため、記載事項を簡素化されたい。

（部会からの再検討の視点）第1次回答において、「市町村における既存の総合計画の記載を活用した効率的な記載例を示すなど」とあるが、具体的なイメージとしてどのような方法を想定しているか。なお、総合計画の記載のみならず、他の計画の記載を活用した記載方法も検討いただきたい。

43

・また、固定資産税の特例措置となる先端設備等の種類や業種等は中小企業等経営強化法及び同法施行規則において決まっていることから、経済産業大臣の同意がなくとも、中小企業等経営強化法の趣旨を逸脱した内容の計画となることは想定されないと思料する。導入促進基本計画の作成について、より市町村に主体性を持たせるために、経済産業大臣への協議・同意を不要とするなど計画策定の手続を見直しされたい。

○ 中小企業者の先端設備等の導入を促進するためには、市町村が地域の実情や地域独自の産業政策を踏まえて取り組むことが重要。本制度は、市町村が先端設備等の種類並びに導入する地域、業種、事業等を限定することを可能とする等、独自性の高い制度である。他方、記載事項には、**総合計画をはじめとする市町村独自の計画等を引用することができる**と考えており、**記載例を示すとともに、中小企業等の経営強化に関する基本方針の見直しの際には明示する**ことを検討してまいりたい。

○ また、本制度は国の制度であり、**先端設備等の導入が円滑かつ確実か、企業の生産性の向上に資するものであるかについて、国が実質的な確認を行う必要がある。**したがって、**経済産業大臣への協議・同意を不要とすることは適切ではない。**

提案に関する経済産業省からの回答

提案 4 【計画変更手続の簡素化について】

・導入促進基本計画の見直しの際に、大きく産業構造が変わらない市町村も少なくないと思料しており、計画期間毎に地域の状況把握や分析まで行う必要があるのか見直しされたい。

・特に、計画期間終了毎に新規計画の作成としているが、大幅な内容の更新がある場合にのみ計画の変更を要することとし、軽微な内容の変更の場合は計画を延長することを認めるなど、計画の変更の簡素化について検討されたい。

○ 地域の人口構造や産業構造等の調査や分析は、導入促進基本計画において先端設備等の導入促進の目標を設定する際に必要な記載事項だが、総合計画をはじめとする市町村独自の計画等における調査結果等を活用できるため、必ず新たに調査や分析を行うことを求めているわけではない。

○ すなわち、総合計画をはじめとする市町村独自の計画等を引用することができると考えており、記載例を示すと共に、中小企業等の経営強化に関する基本方針の見直しの際には明示することを検討してまいりたい。

(参考) 関連条文等

中小企業等経営強化法

(導入促進基本計画)

第四十九条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に基づき、先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画（以下「導入促進基本計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 導入促進基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 先端設備等の導入の促進の目標
- 二 先端設備等の種類
- 三 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項
- 四 計画期間
- 五 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

3 経済産業大臣は、導入促進基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

- 一 基本方針に適合するものであること。
- 二 当該導入促進基本計画に係る先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 当該導入促進基本計画の実施が当該市町村に所在する企業の生産性の向上に資するものであること。

(略)

45 中小企業等の経営強化に関する基本方針

第6 中小企業の先端設備等の導入の促進

1 先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項

一 先端設備等の導入の促進の目標

先端設備等の導入の促進の目標の設定に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が自らの先端設備等の導入の促進の目標、市町村内の生産性の向上を図る方法の概略を記載することとする。地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等を分析した上で、先端設備等の導入の目標とともに、市町村内の生産性の向上を図る方法の概略を記載することとする。

二 経営指標

(中略)

2 先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項

一 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組を促すため、市町村は、導入を促進する先端設備等の種類について、先端設備等の種類の全てを設定することを可能とする。また、地域の状況、特色等に鑑み、先端設備等の種類を限定することも可能とする。なお、市町村は、先端設備等の種類を限定する場合には、導入促進基本計画において、その理由を記載するものとする。

二 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

中小企業者による幅広い取組を促すため、市町村が導入を促進する先端設備等については、市町村内における全ての地域、業種、事業等を対象とすることを可能とする。また、市町村が地域の状況、特色等に鑑み、地域、業種、事業等を限定し、重点的に支援する分野を定めることも可能とする。なお、市町村が重点的に支援する分野を定める場合には、導入促進基本計画において、その理由を記載するものとする。

また、中小企業者における取組については、市町村の枠を超え、海外市場等を見据えた連携その他の多様な事業活動についても含むことができるものとする。

(略)